

第 6 編 事故災害対策編

第6編 事故災害対策編

第1節 火災対策計画

第1 火災予防

1 基本方針

坂戸市消防団は、地域の実情をよく把握していることから消防活動においては大きな役割を担っている。しかし、地区によっては団員不足もあり、これまで以上に市民との協力・連携を強化する必要がある。

そのため、地域における火災予防に関する各団体の連携を強化するとともに、火災が起きにくい環境づくりを進める。

市民、企業・事業所、行政及び消防機関が連携し、火災が発生した場合の初期消火体制の充実を図り、被害の拡大を防ぐ。

2 火災予防対策

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●建物の不燃化など、災害に強いまちづくりを推進する。 ●密集市街地等の環境改善に努める。	都市整備部
●火災の発生を防止するため、防火管理者への適切な指導や予防査察・危険物の安全指導等に努める。特に、商業地や密集市街地における火災の発生防止を図るため、啓発活動に努める。 ●地域の防災リーダーとしての活動が期待される坂戸市消防団の団員確保や、育成・強化に努める。 ●大規模な工場や事業所、少年消防クラブや婦人防火クラブなど、民間防火組織の育成強化に努める。 ●市民が消防施設の存在を認識できるよう、標識や看板等を設置し的確な情報の提供に努める。 ●市民の初期消火の取組を支援するため、消火訓練などを実施する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合
●坂戸市消防団と地区の市民団体の連携・協力関係づくりを支援する。 ●地域の消防施設のマップ等を作成し、地域住民に周知する。 ●火災発生時、自主防災組織などが対応できるよう支援する。	総務部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

【市民】

計画内容
●防災知識のある消防職員や坂戸市消防団員の力を借りた防災訓練や防災学習を進める。 ●女性や子どもなどの防災意識の向上を図り、地域における火災発生防止に取り組む。

計画内容
●初期消火用の水を確保するため、くみ置きや雨水貯留に取り組む。 ●消火器などの防火機器をいつでも利用できるように備える。

【企業・事業所】

計画内容
●防火管理者は、関係機関の指導に基づき、消防計画の作成・消防訓練の実施・消防用設備等の整備点検及び火気の使用などについて従業員に積極的に指導を行い、周知徹底する。

第2 消防活動

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●消防法に基づく火災気象通報は、熊谷地方気象台長が、「乾燥注意報」及び「強風注意報」と同一の基準に該当又は該当するおそれがある場合に、知事に通報する。（ただし、降雨・降雪中を除く。）知事は市及び消防本部に伝達する。 ●火災気象通報等の状況把握と初動体制整備のための情報収集及び、伝達を行うとともに、応援要請等を行った場合には、応援隊の円滑な受入れを図るための準備を行う。 ●坂戸・鶴ヶ島消防組合の消防力では対応が困難である場合には、埼玉県下消防相互応援協定等に基づき応援を要請する。 ●必要に応じて人員を派遣し、坂戸市消防団や自主防災組織とともに地域の消防活動を支援する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合 総務部

【市民】

計画内容
●火災を発見したら早急に消防機関に連絡するとともに、地区の市民団体などが協力して初期消火や見物人などの整理を行い、円滑な消火活動の支援を行う。 ●近隣地域に火災が発生した場合は、延焼を防止する。

【企業・事業所】

計画内容
●火災発生時には、早急に消防機関に連絡するとともに、初期消火などに努める。 ●企業・事業所に防災組織がある場合、地区の消火活動への協力を行う。

◇資料

【資料2-1-1 消防組織法第24条第2項に基づく応援協定】（p.10）

【資料2-15-2 埼玉県下消防相互応援協定書】（p.142）

第3 大規模火災予防

1 基本方針

建築物が立ち並んだ市街地における大規模火災の予防対策については、都市計画による適切な道路や緑地の配置、消防用設備の計画的な整備、配置、さらには、発災時の迅速な消火活動のための体制整備など、関係する機関が多く、効果的な対策を進めるためには、より密接な連携が必要である。

2 災害に強いまちづくり

(1) 災害に強いまちの形成

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●火事による被害を軽減し、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の配置による延焼遮断帯の確保、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図る。 ●緑地帯の計画的確保、防火地域又は準防火地域や防火性に配慮した地区計画の指定などを行い、災害に強い都市構造の形成を図る。	都市整備部 施設所管課
●耐震性貯水槽や、河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図る。 ●火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合

(2) 火災に対する建築物の安全化

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●県と連携し、多数の者が出入りする病院、ホテル等の防火対象物について、消防法に基づく消防用設備等の設置を促進する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合
●建築物の不燃化を促進するための次の対策を推進する。 ① 防火地域又は準防火地域の指定拡大 ② 市街地再開発事業等の実施	都市整備部

【企業・事業所】

計画内容
●消防用設備等が災害時にその機能を有効に発揮するよう、定期的に点検を行うなど、適正な維持管理を行う。

3 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

(1) 情報の収集・連絡

【行政・関係機関】

計画内容	担当
● 県と連携し、国、関係市町村、関係都県、警察、消防機関等の関係機関相互の情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制とする。 ● 映像による情報通信システムを確立し、災害情報の収集・連絡体制の一層の強化を図る。 ● 大規模火災発生時における情報通信手段を確保するため、県と連携し、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保や定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等を図る。	総務部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

(2) 消火活動体制の整備

【消防機関】

計画内容	担当
● 大規模火災に備え、消火栓や防火水槽の整備に努めるとともに、河川やプール等についても把握し、その指定消防水利としての活用を図り、消防水利の確保とその適正な配置に努める。 ● 平常時から、坂戸市消防団、自主防災組織等との連携強化を図り、区域内の被害想定、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合

(3) 緊急輸送活動への備え

【行政】

計画内容	担当
● 管理道路の情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。	都市整備部

(4) 施設、設備の応急復旧活動

【行政】

計画内容	担当
● 所管する施設・設備の被害状況を把握し、かつ、応急復旧活動を行うための体制や資機材を整備する。	施設所管課

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

【行政】

計画内容	担当
● 県と連携し、大規模火災に関する情報の迅速かつ正確な伝達のため、報道機関との連携を図り、平常時から広報体制を整備する。	総合政策部 総務部

(6) 防災関係機関等の防災訓練の実施

【行政・関係機関】

計画内容	担当
● 大規模火災を想定し、住民参加による、より実践的な消火や救助・救急活動等の訓練を実施する。 ● 訓練は、火災の規模や被害状況を想定し、気象条件や交通条件、社会活動の状況などを加味し、適切な訓練実施時間を設定するなど、より実践的なものとなるよう工夫する。 ● 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。	総務部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

第4 大規模火災対策

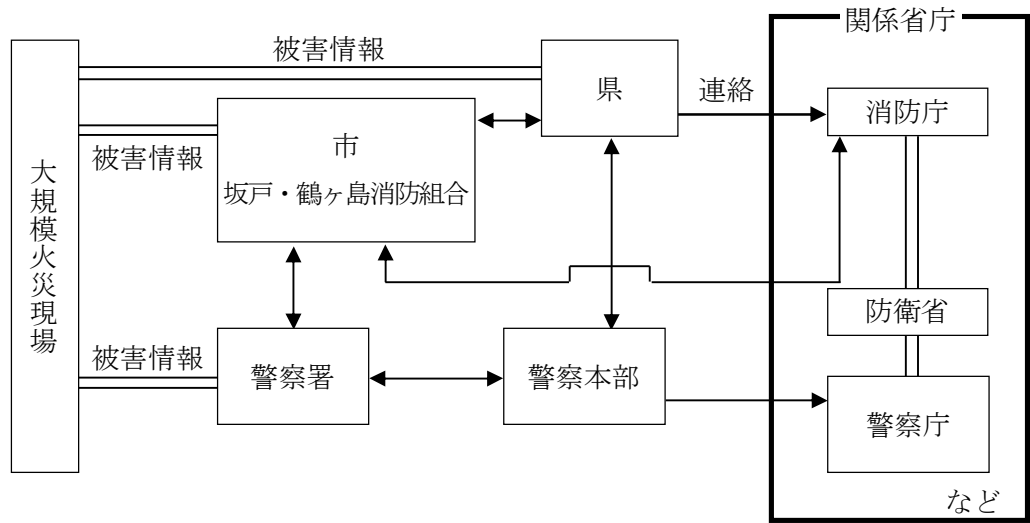
1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

【行政・関係機関】

計画内容	担当
● 火災の発生状況、人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた情報から直ちに県へ連絡する。 ● 大規模火災情報の収集・連絡系統は、下図のとおりとする。 ● 県に応急対策の活動状況、市災害対策本部設置状況等を報告し、応援の必要性等を連絡する。 ● 市、県及び関係機関は、応急対策活動情報に関し、平時から相互に情報交換を行う。	総務部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

【大規模火災発生に係る連絡系統】



（2）通信手段の確保

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●発災後直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。	総務部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

2 活動体制の確立

【行政】

計画内容	担当
●発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報の収集活動に努めるとともに、災害応急対策を検討し、必要な措置を講じる。 ●市災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県、関係機関等との連携の下、災害応急活動を円滑に行う体制を整える。	災害対策本部 統括班

3 消火活動

【消防機関】

計画内容	担当
●必要に応じて人員を派遣し、坂戸市消防団や自主防災組織とともに地域の消防活動を支援する。 ●速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行い、埼玉県下消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合

4 避難収容活動

発災時の収容対策は「第2編 震災対策編—第2章—第8節 避難対策（第2編-107ページ）」に準じる。

5 施設・設備の応急復旧活動

【行政・関係機関】

計画内容	担当
● 県及び各公共機関と連携し、専門技術を持つ人材等を活用するなどして、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、ライフライン、公共施設等の応急復旧を速やかに行う。	各施設

6 被災者等への的確な情報伝達活動

（1）被災者等への情報伝達活動

【行政】

計画内容	担当
● 被災者等到大規模火災の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等公共施設の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。 ● 情報提供は、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対して十分に配慮する。	広報班 福祉班 1 市民生活班

（2）市民への的確な情報の伝達

【行政】

計画内容	担当
● 市民に、大規模火災の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。	広報班 福祉班 1 市民生活班

（3）関係者等からの問合せに対する対応

【行政】

計画内容	担当
● 必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等体制の整備を図る。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。	広報班 福祉班 1 情報班

第2節 危険物等災害対策計画

第1 危険物等災害予防

1 基本方針

危険物質による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、適切な施設の維持管理の保安措置を講じるために、保安教育、防火思想の啓発等の徹底を図るとともに、危険物施設管理者と密接な連携を保ち、災害の防止を図る。

2 危険物

【消防機関】

計画内容	担当
●次により、危険物製造所等の整備改善を図る。 ① 危険物製造所等の位置、構造、設備が消防法等の規定による技術上の基準に適合した状態を維持するように指導する。 ② 立入検査を励行して災害防止の指導をする。 ●次により、危険物取扱者制度の効果的な運用を図る。 ① 危険物保安監督者の選任及び解任の届出を徹底させる。 ② 危険物の取扱いについて、技術上の基準を遵守するよう指導する。 ③ 法定講習会等の保安教育を徹底する。 ●次により、施設、取扱いの安全管理を図る。 ① 施設の管理に万全を期するため、危険物施設保安員等の選任を指導する。 ② 危険物取扱いの安全確保のため、予防規程の作成遵守を指導する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合

3 高圧ガス

【消防機関】

計画内容	担当
●高圧ガスの製造・販売・貯蔵、移動及び消費並びに容器の製造等について、関係法令の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の遵守を徹底することで災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。 ●高圧ガス保安協会の作成した高圧ガス事故情報の配布等により、防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を図る。 ●高圧ガス施設における製造保安責任者等の製造現場の責任者が、確実に日常点検及び定期点検等を実施するよう、施設の維持管理、保安教育の徹底等の指導を強化する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合

4 銃砲・火薬類

【関係機関】

計画内容	担当
●銃砲・火薬類の貯蔵、消費、その他の取扱いについて、関係法令の基準に適合するよう検査及び指導を行い、法令基準の遵守を徹底することで災害を防止し、公共の安全を確保する。 ●公益社団法人全国火薬類保安協会の作成した事故事例の配布等により火薬類の自主保安体制の確立を図るなど防災上の指導と自主保安意識高揚を目的とした普及啓発を図る。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合 西入間警察署

5 毒物・劇物

【消防機関】

計画内容	担当
●毒物・劇物による災害を防止するため、製造・輸入・販売・取扱いについて関係法令に基づく指導及び立入検査並びに必要な指導を行い、災害の発生を防止し、公共の安全を確保する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合

第2 危険物等災害応急対策

1 活動方針

消防法により規制を受ける危険物施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、施設管理者は、災害防止のための措置を講じるとともに、直ちに消防機関又は西入間警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

【関係機関】

計画内容	担当
●施設管理者は、現場の消防、警察、関係機関との連絡を密にし、次の措置を講じる。 ① 危険物の流出及び拡散の防止 ② 流出した危険物の除去、中和等 ③ 災害を免れた貯蔵施設等の応急点検及び必要な応急措置 ④ その他災害の発生又は拡大防止のための応急措置	施設管理者

第3 高圧ガス災害応急対策計画

1 活動方針

高圧ガス保安法により規制を受ける高圧ガス施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は作業を速やかに中止する。

あわせて、必要に応じガスを安全な場所に移すか、又は放出させ、市民の安全を確保するため退避させる等の措置を講じ、直ちに消防機関、西入間警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに、連携して災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

【関係機関】

計画内容	担当
● 高圧ガス災害については、必要に応じ「埼玉県高圧ガス事故災害応急対策要領」に基づき、警察、消防その他関係機関と協力して応急措置を実施する。 ● 施設等の管理者は、現場の消防、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。 ① 製造作業を中止し、必要に応じ設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外は退避させる。 ② 貯蔵所又は充填容器が危険な状態になったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。 ③ ①、②に掲げる措置を講じることができないときは、従業者又は必要に応じて付近の住民に退避するよう警告する。 ④ 充填容器が外傷又は火災を受けた場合には、充填されている高圧ガスを安全な場所で廃棄し、又はその充填容器とともに損害を他に及ぼすおそれのない水中に沈め、若しくは地中に埋める。	施設管理者

第4 火薬類災害応急対策計画

1 活動方針

火薬類取締法により規制を受ける火薬類施設に災害が発生し、又は危険な状態になった場合、二次的大災害を起こすおそれがあることから、施設管理者は住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、応急の措置を講じるとともに、直ちに消防機関、西入間警察署等に通報する。通報を受けた者は、直ちに関係機関に通報するとともに災害防止の緊急措置を講じる。

2 応急措置

【関係機関】

計画内容	担当
● 施設管理者は、現場の消防、警察、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。 ① 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。	施設管理者

計画内容	担当
② 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合は、火薬類を付近の水溝等の水中に沈める等安全な措置を講じる。 ③ 搬出の余裕がない場合は、火薬庫にあつては、入口、窓等を目張等で完全に密閉し、木部には消火措置を講じ、爆発により災害を受けるおそれのある地域は全て立入禁止の措置をとり、危険区域内の市民等を避難させるための措置を講じる。	施設管理者

第5 毒物・劇物災害応急対策計画

1 活動方針

毒物・劇物取扱施設において災害が発生し、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、施設管理者が、直ちに、その旨を保健所、西入間警察署又は消防機関に届け出ることとし、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。

また、届出を受けた者は、直ちに関係機関に通報すると同時に、災害防止の緊急措置を講じる。

なお、特殊な災害に対処するために、特別の必要があると認められる場合には、消防庁長官の指示による緊急消防援助隊の特殊災害小隊（毒劇物災害）により、応急措置を講じる。

2 応急措置

【関係機関】

計画内容	担当
●施設管理者は、現場の消防、警察、警備責任者等と連絡を密にして速やかに次の措置を講じる。 ① 毒物・劇物の流出等の防止措置及び中和等の除外措置を講じる。 ② 災害を免れた貯蔵設備等の応急点検及び必要な災害防止措置を講じる。 ③ 毒物劇物による保健衛生上の危害を生じる災害発生時の中和、消火等の応急措置及び緊急連絡、要員、資材確保等活動体制を確立する。	施設管理者

第6 サリン等による人身被害対策計画

1 趣旨

市内にサリン等による人身被害（以下「人身被害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合に、市域を管轄し、又は管轄区域内の事故災害応急対策について責任を有する機関が迅速かつ強力に事故災害応急対策を推進し、法令、県防災計画及び本計画並びに当該機関の防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

2 活動体制

市内に人身被害が発生したときは、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体の協力を得て、応急対策の実施に努める。

3 応急措置

(1) 情報収集

【行政】

計画内容	担当
●市域に人身被害が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。	統括班

(2) 立入り禁止等の措置

【消防機関】

計画内容	担当
●坂戸・鶴ヶ島消防組合は、西入間警察署と相互に連携を保ちながら、法令の定めるところにより人身被害に関わる建物、車両、その他の場所への立入りを禁止し、また、これらの場所にいる者を退去させる。	坂戸・鶴ヶ島消防組合

(3) 救出、救助

【消防機関】

計画内容	担当
●坂戸・鶴ヶ島消防組合を主体とした救出、救助活動に当たる。	坂戸・鶴ヶ島消防組合

(4) 避難指示

【行政】

計画内容	担当
●被害拡大のおそれがあると認められるときは、「 <u>第2編 震災対策編—第2章—第8節 避難対策—〈応急対策〉—1 避難の実施（第2編-113ページ）</u> 」に準じ、必要に応じて被害現場周辺の住民等に対して避難の指示又は緊急安全確保の指示を行う。	統括班

(5) 応援要請

【関係機関】

計画内容	担当
●県は、事件と推測される場合には、市長等と緊密な連絡を図りながら、速やかに自衛隊に対しても連絡を行い、情報収集等のための派遣要請を含め、より迅速な派遣要請ができるように対処する。 ●自衛隊への応援要請は「<u>第2編 震災対策編－第2章－第4節－＜応急対策＞－3 自衛隊災害派遣（第2編-69ページ）</u>」に、また、他機関への応援要請は「<u>同－4 応援要請（第2編-71ページ）</u>」に準じる。	県

第3節 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策計画

第1 放射性物質及び原子力発電所事故災害対策の基本的な考え方

放射線関係事故の発生要因としては、核燃料物質等の輸送中の事故、医療機関等の放射性同位元素使用施設における火災等、核燃料物質を使用している事業所の事故が想定される。東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故では、その影響は広範囲に拡大し、市民生活にも大きな影響が及んだところである。

そのため、放射線関係事故が発生した場合は、市と防災関係機関は相互に連携を図り、市民の身体と生命を守るため、速やかに必要な応急対策を行う。また、被災者が専門的な医療を迅速に受けられるよう医療体制を確立しておく。

第2 予防対策

1 迅速かつ円滑な災害対策への備え

(1) 情報の収集・連絡関係

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●国、県、警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間及び休日の場合においても対応できる体制とする。	総務部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合 西入間警察署

(2) 災害応急体制の整備

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員への周知を図るものとする。 ●活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。 ●応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援のために、県及び他自治体との応援協定の内容の充実を図る。	総務部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

(3) 緊急被ばく医療体制の整備

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市と消防機関、県、医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図る。 ●放射線関係事故が発生した際に、必要に応じて周辺住民及び他市町村からの避難住民等に対する外部被ばくの簡易測定を実施できるよう、保健所における検査体制の整備や医療機関における検査体制の把握に努める。	こども健康部 坂戸鶴ヶ島 医師会 坂戸保健所

(4) 防護資機材の整備

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市、警察及び消防機関は、救急・救助活動に必要な放射線防護資機材の整備に努める。	総務部 西入間警察署 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

(5) 放射線量等の測定体制の整備

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市内各地点における放射線量等を測定する体制を整備する。なお、状況に応じて除染等の対応に努める。	環境産業部 西入間警察署 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

(6) 避難所の指定及び避難収容活動への備え

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●放射線関係事故に備えて、あらかじめ避難所を指定するとともに、市民への周知徹底を図る。 ●放射線関係事故発生時に、要配慮者等の適切な避難誘導を図るため、区・自治会、自主防災組織の協力を得て、避難誘導體制の整備に努める。	総務部 西入間警察署 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

(7) 飲料水の供給体制の整備

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●放射線関係事故により、飲料水が汚染された場合を想定し、飲料水の供給体制整備を進める。特に乳児への飲料水の供給は、県・国等と協働して優先的に実施する。	総務部 坂戸、鶴ヶ島 水道企業団

(8) 広報体制の整備

【行政】

計画内容	担当
●放射線関係事故発生時に迅速かつ円滑に災害広報を実施できるよう、報道機関と連携を図り、平常時から広報体制を整備する。	総合政策部

(9) 住民相談窓口の整備

【行政】

計画内容	担当
●問合せ、健康相談等に対応する体制についてあらかじめ整備する。	こども健康部 環境産業部 市民部

(10) 防災教育・防災訓練の実施

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射線関係事故等に関する教育を実施する。	総務部 坂戸・鶴ヶ島 消防組合
●総合的な防災訓練を実施するに当たり、放射線関係事故も考慮して、訓練を実施する。訓練後には、専門家等を活用した評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。	

第3 応急・復旧対策

1 核燃料物質等輸送事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 輸送事故発生直後の情報の収集・連絡

【行政・関係機関】

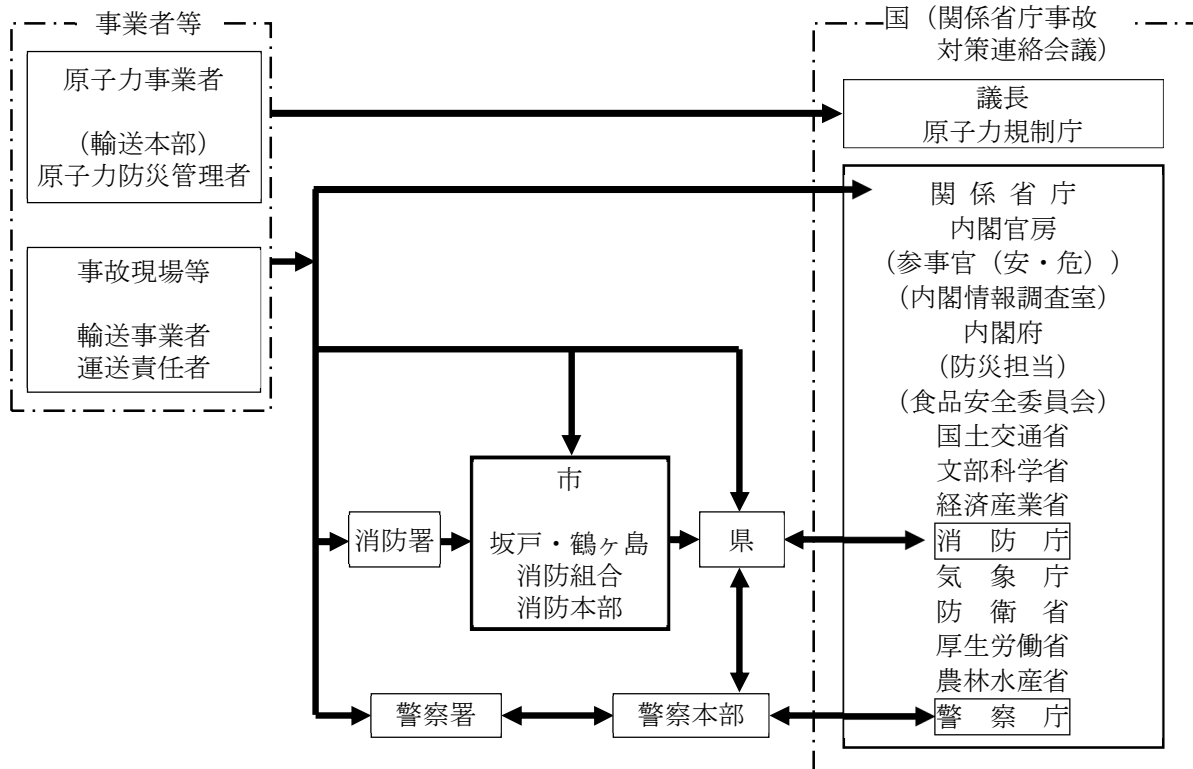
計画内容	担当
●原子力事業者の原子力防災管理者は、核燃料物質等を輸送中に漏えい等の事故が発生し、それが特定事象※に該当する場合、直ちに、市、坂戸・鶴ヶ島消防組合、西入間警察署、県及び安全規制担当省庁などに通報する。	原子力事業者
●原子力事業者の原子力防災管理者は、市、県及び国に対し、応急対策の活動状況を連絡する。	
●核燃料物質等輸送時の事故情報の収集・連絡系統は、以下のとおりとする。	
●県に対し応急対策活動の状況等を連絡する。	総務部

※原子力災害対策特別措置法第10条に規定する基準（事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所で100mSv/h以上の放射線量が検出された場合等）又は施設の異常事象のことをいう。

【事故情報の収集】

＜特定事象通報基準（輸送時の事故）＞	
① 特定事象発生の場所及び時刻	② 特定事象の種類
③ 検出された放射線量、放射性物質の状況及び放出状況	
④ 気象状況（風向・風速など）	⑤ 周辺環境への影響
⑥ 輸送容器の状態	⑦ 被ばく者の状況及び汚染拡大の有無
⑧ 応急措置	⑨ その他必要と認める事項

【核燃料物質等輸送時の事故（特定事象）発生に係る連絡系統】



(2) 活動体制の確立

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●核燃料物質等を輸送する者は、事故の拡大防止のため、必要な応急措置を迅速に講じる。	原子力事業者
●事故の状況に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとるものとし、防災関係機関相互の連携を図る。	総務部
●事故の状況把握に努め、状況に応じて、火災の消火、警戒区域の設定、救急・救助等の必要な措置を講じる。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合
●事故の状況把握に努めるとともに、指揮体制を確立し、状況に応じて警察官の安全確保を図りながら、事業者等、その他関係機関と協力して人命救助及び交通規制等の必要な措置を講じる。	西入間警察署

(3) 消火活動

【関係機関】

計画内容	担当
●核燃料物質等の輸送中において火災が発生した場合、事業者は、輸送作業従事者等の安全を確保しつつ、迅速に消火活動を行う。 ●消防機関は、事業者等からの情報や専門家等の意見を基に、消火活動方法の決定及び活動中の安全性を確保し、事業者と協力して迅速に消火活動を行う。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合 原子力事業者

(4) 原子力緊急事態宣言発出時の対応

【行政】

計画内容	担当
●原災法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合、国は原子力緊急事態宣言を発出して、原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置することから、市は災害対策本部を設置し、原子力災害合同対策協議会の構成員として出席するとともに、必要に応じて、(5)以下の措置を講じる。 ●内閣総理大臣の原子力緊急事態解除宣言がなされたとき、若しくは原子力災害の危険性が解消されたと認めたときは、災害対策本部を閉鎖する。	総務部

(5) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●車両やヘリコプター等による輸送手段を状況に応じ確保し、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。 ●傷病者の搬送は、放射性物質に関する知識を有する者が傷病者の放射線の被ばく状況を確認し、二次汚染を防止する処置を施し、安全が確保された後搬送する。	統括班 輸送班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合 西入間警察署
●現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用し、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。 ●交通規制に当たっては、警察と密接な連絡を取る。特に、原子力規制庁等の国の機関及び応急対策活動に従事する原子力関係機関から派遣される専門家等の通行を優先するなど配慮する。	道路管理者

(6) 退避・避難収容活動など

ア 退避・避難等の基本方針

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●原子力災害対策特別法に基づき内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、国から屋内退避又は避難に関する指示があったとき、又は核燃料物質等からの放射線の放出に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、「屋内退避」又は「避難」の指示の措置を講じる。この場合、放射線の影響を受けやすい「乳幼児、児童、妊産婦」及びその付添人を優先し、更に高齢者やその他要配慮者にも十分配慮する。ただし、市内には、原子力災害対策特別措置法で規定される原子力事業者は存在しない。	統括班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合 西入間警察署

注：防護対策の内容は、以下のとおりである。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮蔽効果及び気密性によって放射線の防護を図る。

「避難」：放射線被ばくをより軽減できる地域に移動する。

◇資料

【資料7-3 （参考）OILと防護措置について】（p.268）

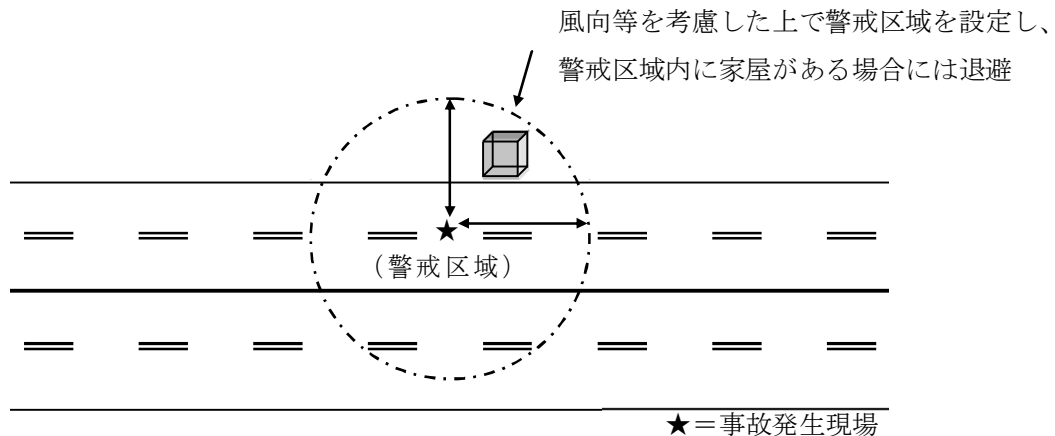
イ 警戒区域の設定

(ア) 警戒区域の設定

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●原子力防災管理者からの事故情報、緊急時モニタリングの結果、専門家の助言等に基づき、予測線量当量が基準値に達するか、又は達するおそれがあると予測される地域について、屋内退避、避難を行う区域（警戒区域）を指定する。 ●警戒区域は、核燃料物質等輸送事故災害現場を中心に、風向等を考慮した上、設定する。	統括班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

【警戒区域と応急活動区域】



(イ) 関係機関への協力の要請

【行政】

計画内容	担当
●警戒区域を設定したときは、警察その他の関係機関に対し、協力を要請する。	統括班

ウ 市民への的確な情報伝達活動

(ア) 周辺住民への情報伝達活動

【行政】

計画内容	担当
●核燃料物質等事故・災害の状況、安否情報、交通施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、放射線量等の測定結果、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。 ●情報提供に当たっては、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者等の要配慮者に対して十分に配慮する。	広報班

(イ) 市民への的確な情報の伝達

【行政】

計画内容	担当
●市民に対し、区・自治会、自主防災組織の協力を得ながら安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。	広報班 統括班

(ウ) 住民等からの問合せへの対応

【行政】

計画内容	担当
●必要に応じ、速やかに問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置体制等を整備する。また、効果的・効率的な情報の収集・整理及び提供に努める。	情報班 市民生活班

(7) 核燃料物質等の除去等

【原子力事業者】

計画内容	担当
●市並びに防災関係機関との連携を図りつつ、事故終息後も汚染拡大防止に努めるとともに、事故現場及び周辺環境における放射性物質の除去・除染を行う。	原子力事業者

(8) 各種規制措置と解除

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●警戒区域を設定した場合など、原子力防災管理者からの事故の情報、緊急時モニタリングの結果及び国の指導、助言又は指示に基づき、必要に応じ、当該区域等における飲料水・飲食物の摂取制限等を行う。	保健衛生班 環境衛生班 坂戸・鶴ヶ島 水道企業団 西入間警察署 坂戸・鶴ヶ島 消防組合
●環境モニタリング等による地域の調査等が行われ、問題がないと判断された後は、国及び専門家の助言を踏まえて、又は原子力緊急事態宣言解除宣言があったときは、交通規制、避難・退避の指示、警戒区域、飲料水・飲食物の摂取制限などの各種制限措置の解除を行う。	

(9) 被害状況の調査等

ア 被災住民の登録

【行政】

計画内容	担当
●県からの指示により、医療措置及び損害賠償の請求等に資するため、原則として避難所に収容した市民の登録を行う。	現地災害対策本部 避難所担当

イ 被害調査

【行政】

計画内容	担当
● 県からの指示により、次に掲げる事項に起因して被災地の市民が受けた被害を調査する。 ① 退避・避難等の措置 ② 立入禁止措置 ③ 飲料水、飲食物の摂取制限措置 ④ その他必要と認める事項	統括班 環境衛生班

(10) 住民の健康調査等

【行政・関係機関】

計画内容	担当
● 退避・避難した地域住民に対して、県と必要に応じ健康調査を実施し、市民の健康維持と民心の安定を図る。 ● 緊急被ばく医療が必要と認められる者に対しては、医療機関と連携を図り収容等を行う。なお、この場合において、搬送する場合は、二次汚染に十分配慮して実施する。	保健衛生班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

2 原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策

(1) 「1－(4)～(10)」の原子力発電所事故災害に係る応急・復旧対策への準用

「1－(4)～(10)」については、原子力発電所事故対策にも準用する。

ただし、警戒区域の設定の範囲については、緊急時モニタリング及び県等による放射線量の測定の結果等を踏まえて検討を行う。

(2) 市民への的確な避難誘導活動及び避難所確保

【行政】

計画内容	担当
● 事故発生時は関係機関と協力し、高齢者、乳幼児、児童、妊産婦等の要配慮者の適切な避難誘導をするとともに、地域防災拠点又は指定避難所を避難所として開設し運営する。 ＜広域一時滞在＞ ● 状況により市外への避難の必要が生じた場合、防災協定締結自治体等の協力を得るよう努める。 ● 市域が被災し、市民の一時的な居住場所の確保が市内で困難の場合、市内に応急仮設住宅の確保が早急に用意できない場合又は一時的な滞在が必要な場合は、県内の市町村と協議して受入先を確保する。 ● 県内の市町村において確保できない場合は、災害時の相互応援に関する協定先の地方公共団体とも連携し、協力を求める。	統括班 現地災害 対策本部 避難所担当 避難所班

計画内容	担当
●このほか、県知事から他の都道府県知事に要請・協議により受入先を確保する。この場合には、広域一時滞在に関する協定を締結し、対応する。	統括班 現地災害 対策本部 避難所担当 避難所班

(3) 放射線量等の測定体制の整備

【行政】

計画内容	担当
●原子力発電所事故が発生した場合は、市内小・中学校等適切な地点において、放射線量等を測定するとともに、速やかに市ホームページ等に公表する。なお、状況に応じて関係機関との連携の下、除染等の対応を行う。	文教班 環境衛生班 広報班
●農産物については、放射性物質の検査を県に要請する。	

(4) 飲料水の供給活動

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●飲料水が汚染された場合、特に乳児に優先的に飲料水の供給を実施する。なお、状況に応じて県・国等と協働して飲料水の供給活動を実施する。	統括班 坂戸、鶴ヶ島 水道企業団

(5) 他都道府県からの避難住民の受入れについて

【行政】

計画内容	担当
●他都道府県からの避難者の受入れについて、県から要請があった場合、市所有公共施設より適切な施設の選定・確保に努めるとともに、県と連携し避難者に対し、生活支援等適切な対応を行う。	統括班

第4節 農林水産災害対策計画

1 目標

暴風雨、豪雨、降ひょう、降霜、干ばつ、低温、降雪等の天災による農業関係災害に関し、関係機関との連携により、その災害予防、災害発生時の的確・円滑な災害対策の実施を図る。

2 実施計画

(1) 注意報及び警報の伝達

【行政】

計画内容	担当
● 県災害オペレーション支援システムにより気象注意報、警報等の伝達を受けたとき、又は川越農林振興センターからこれに関する必要な指導を受けた場合には、電話、市防災行政無線等により速やかにいるま野農業協同組合等関係団体及び地域住民に情報の伝達、注意の呼びかけ等を行う。	総合政策部 総務部 環境産業部

3 災害の応急対策及び復旧

(1) 被害状況の把握

【行政】

計画内容	担当
● いるま野農業協同組合等関係機関と連携を図り、速やかに被害状況の把握に努める。	環境産業部

(2) 農作物

【行政】

計画内容	担当
● 農作物の被害を最小限に食い止めるため、川越農林振興センター等の協力を得て、対策及び技術の指導を行う。 ● 病虫害が発生した場合には、県病虫害防除所等の指導、協力を得て、薬剤等を確保して防除に努める。 ● 台風、季節風、集中豪雨等により倒伏又は浸冠水の被害を受けたときは、圃場内の早期排水対策、早期収穫など栽培技術の指導に努める。	環境産業部

(3) 農業用施設

【行政】

計画内容	担当
● 農業用施設が災害により被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を実施する。また、施設の損傷により危険が生じたときは、関係機関の協力を得て適切な処置をとる。	環境産業部

(4) 家畜・家禽

【行政】

計画内容	担当
1 被害状況の調査 ●災害が発生した場合には、速やかに家畜及び畜産施設の被害調査を実施し、被害状況を川越家畜保健衛生所に報告する。 2 家畜伝染病対策 ●災害に伴い家畜伝染病が発生し、又は発生のおそれがある場合は、川越家畜保健衛生所、畜産関係団体の協力を得て、被害地域の畜舎施設及び病畜並びに死亡獣畜に対し薬剤散布を実施するとともに、防疫方法の指導及び防疫薬剤の配布を行う。 3 飼料の確保対策 ●畜産農家から飼料のあつせんを求められた場合は、県に必要な飼料のあつせんを要請するなど飼料の確保に努めるとともに、災害時の飼料における品質管理の徹底等の指導を行う。	環境産業部

第5節 道路災害対策計画

第1 道路災害予防

1 基本方針

日頃から道路の安全を確保するために、関連情報の把握や道路施設等の整備を進めるとともに、危険物を積載する車両の事故等が発生した場合は、関係機関が連携して、直ちに災害防止の緊急措置を講じる。

2 実施計画

(1) 道路の安全確保

ア 道路交通の安全のための情報の充実

【行政】

計画内容	担当
●災害が発生又は発生するおそれのある場合に、道路利用者に対し、迅速に情報等を提供できる体制を整備する。	都市整備部

イ 道路施設等の整備

【行政】

計画内容	担当
●災害の発生するおそれのある危険箇所をあらかじめ調査・把握し、防災対策を行う。 ●道路管理者は、災害が発生した際に、道路施設等の被害情報の把握及び応急復旧活動を行うために必要な体制をあらかじめ備えておくとともに、災害からの円滑な復旧を図るためにあらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料の整備に努める。 ●道路管理者は、被災した道路施設等の早期復旧を図るため、応急復旧用資機材を保有する。	都市整備部

(2) 情報の収集・連絡

【行政】

計画内容	担当
●道路管理者は、他の道路管理者や警察、消防機関等との間において、情報の収集・連絡体制を整備する。その際、夜間、休日の場合等においても対応できる体制とする。	都市整備部
●災害時における情報通信手段を確保するため、防災行政無線システム等の通信システムの整備・拡充及び相互接続によるネットワーク間の連携の確保を図る。	総合政策部 総務部

(3) 災害応急体制の整備

【行政】

計画内容	担当
●活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、他の職員や関係機関等との連携等について定期的な訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。 ●職員の非常参集体制の整備に際しては、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員をあらかじめ指定する。	都市整備部

(4) 緊急輸送活動体制の整備

【行政】

計画内容	担当
●発災時の緊急輸送活動を効果的に実施するため、他の道路管理者と連携して、「第2編 震災対策編－第2章－第3節 交通ネットワーク・ライフライン等の確保－〈予防・事前対策〉（第2編-36ページ）」に定める緊急輸送ネットワークの整備に努める。 ●発災時の道路管理体制の整備に努める。	都市整備部

(5) 被災者等への的確な情報伝達活動への備え

【行政】

計画内容	担当
●道路災害に関する情報の迅速かつ正確な伝達ができるよう、道路管理者等関係機関との連携を図り、市民等からの問合せに対応する体制等を整備する。	都市整備部

第2 道路災害応急対策

1 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

(1) 災害情報の収集・連絡

【行政】

計画内容	担当
●大規模な事故が発生した場合には、速やかに近隣市町、県、国（国土交通省）と相互に連絡を取り合う。	土木班
●人的被害状況等の被害情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、収集した被害情報を直ちに県に連絡する。 ●県に応急対策活動の実施状況を報告するとともに、応援の必要性を連絡する。	土木班 統括班 情報班

(2) 通信手段の確保

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●災害発生後は直ちに、災害情報連絡のための通信手段を確保する。 ●電気通信事業者は、市、県等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。	情報班 広報班 電気通信事業者

2 活動体制の確立

【行政】

計画内容	担当
●発災後速やかに職員の非常参集を行い、被害情報等の収集活動に努めるとともに、応急対策を検討し、必要な措置を講じる。 ●大規模な道路災害が発生した場合には、災害対策本部を設置し、速やかに県に対し設置状況等を報告するとともに、県、関係機関等との連携の下、応急対策活動を円滑に行う体制を整える。 ●市長は、応急措置を実施するために必要があると認めるときは、知事に対し、応援を求めるほか、応援協定に基づく応援要請を行う。 ●状況によっては、知事に対し自衛隊の派遣要請を行う。	統括班

3 消火活動

【消防機関】

計画内容	担当
●坂戸・鶴ヶ島消防組合は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。 ●必要に応じて消防相互応援協定等に基づき、他の消防機関に消火活動の応援要請を行う。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合

4 緊急輸送活動

【行政】

計画内容	担当
●輸送のための車両を確保し、また、状況によっては、埼玉県トラック協会等に協力を求め、被害の状況、緊急度、重要度を考慮し、的確かつ効果的な緊急輸送活動を行う。	輸送班

5 危険物の流出に対する応急対策

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●道路管理者は、危険物の流出が認められた場合は、消防機関等関係機関と協力し、直ちに除去活動を実施する。 ●危険物の流出が認められた場合は、直ちに防除活動を行うとともに、状況により、避難誘導活動を行うものとする。	土木班 現地対応班 坂戸・鶴ヶ島 消防組合

6 道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●道路管理者は、迅速かつ的確な障害物の除去、道路施設等の仮設等の応急復旧活動を行い、早期の道路交通の確保に努める。 ●道路施設の応急復旧活動に際し、類似の災害の再発防止のために、被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行う。	土木班 道路管理者

7 被災者等への的確な情報伝達活動

(1) 被災者等への情報伝達活動

【行政】

計画内容	担当
●県及び防災関係機関と相互に連携を図り、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制の状況等の正確かつきめ細やかな情報を適切かつ迅速に提供する。 ●情報提供は、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等によるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て行うとともに、高齢者、障害者、外国人等といった要配慮者に対して十分に配慮する。	広報班

(2) 市民への的確な情報の伝達

【行政】

計画内容	担当
●市民に、道路災害の状況、安否情報、道路施設等の復旧状況等の情報を積極的に伝達する。	広報班

(3) 関係者等からの問合せに対する対応

【行政】

計画内容	担当
●必要に応じ、発災後速やかに市民や関係者等からの問合せに対応する窓口を設置するとともに、必要な人員の配置等の整備を図る。	広報班 市民生活班
●効果的・効率的な情報の収集・整理、提供に努める。	情報班

8 道路災害からの復旧

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行う。	道路管理者
●復旧に当たり、可能な限り復旧予定時期を明示する。	

第6節 鉄道事故・施設災害対策計画

第1 目標

市域において、鉄道事業者による安全な運行・運送体制を整え、多数の死傷を伴う鉄道災害の発生を予防するとともに、事故発生時には速やかに応急救助対策並びに復旧等の諸対策を進める。

第2 予防対策

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市と東武鉄道株式会社は、災害発生時の情報連絡体制及び乗客の安全確保対策を進める。	総務部 市民部
●一時滞在施設の活用等による乗客の避難誘導及び救護対策を進める。	東武鉄道株式会社

第3 鉄道事故対策計画

1 事業者等の活動体制

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●鉄道事業者等は、事故発生後直ちに事故災害応急対策を実施するとともに、関係機関への通報、人命救助、消火、被害拡大の防止措置、立入制限等事故の状況に応じた応急措置を講じる。	東武鉄道株式会社
●警察官又は消防士の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。	

2 市の活動体制

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市域で鉄道事故が発生した場合においては、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、市域内の公共的団体、市民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。	総務部 市民部

3 応急措置

鉄道事故発生時の応急措置は、「第2編 震災対策編－第2章」及び「第3編 風水害対策編－第2章」の各項に定める応急対策に準ずるものとするが、特に次に掲げる項目について万全を期する。

(1) 情報収集

【行政】

計画内容	担当
●市域で鉄道事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について報告する。	総務部 市民部

(2) 乗客等の避難

鉄道事故が発生し、乗客等の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者等の対応

【鉄道事業者】

計画内容	担当
●事業者は、列車内、駅構内等の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。	東武鉄道 株式会社

イ 警察の対応

【関係機関】

計画内容	担当
●事業者、坂戸・鶴ヶ島消防組合と協力し、列車内、駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。	西入間警察署

ウ 消防機関の対応

【消防機関】

計画内容	担当
●事業者及び警察と協力し、列車内、駅構内等の乗客等を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合

(3) 災害現場周辺の住民の避難

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●鉄道事故が発生し、災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合は、市長、警察官等は、「第2編 震災対策編－第2章－第8節 避難対策－＜応急対策＞－1 避難の実施（第2編-113ページ）」に準じ、避難の指示又は緊急安全確保の指示を行う。	総務部 西入間警察署

(4) 救出、救助

「第2編 震災対策編―第2章―第6節 医療救護等対策―＜応急対策＞（第2編-91ページ）」に準じる。

【関係機関】

計画内容	担当
●消防機関を主体とした救出、救助活動に当たる。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合
●協力者の動員を行う。	
●市長等事故災害救護の責任を有する機関と協力して被害者の救出を行い、状況により救助活動に協力する。	西入間警察署
●事故災害が発生した場合、事故災害現場にある消防機関等と協力して積極的に生命の危険が瀕している者の発見に努め、かつこれを救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。	

(5) 消火活動

【消防機関】

計画内容	担当
●多くの死傷者の発生が予想され、市街地での脱線、転覆等の場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があるので、人命救助、救出活動を他のあらゆる消防活動に優先して実施するものとし、消防機関を主体とした活動を行う。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合 坂戸市消防団

(6) 応援要請

【行政】

計画内容	担当
●他市町村及び関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。	総務部
●自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編―第2章―第4節―＜応急対策＞―3 自衛隊災害派遣（第2編-69ページ）」に、また、他機関への応援要請は「同一 4 応援要請（第2編-71ページ）」に準じる。	

(7) 医療救護

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●「第2編 震災対策編―第2章―第6節 医療救護等対策―＜応急対策＞（第2編-91ページ）」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。	坂戸鶴ヶ島 医師会 保健衛生班

第7節 航空機事故対策計画

第1 目標

市域において、航空機の墜落、衝突その他の事故により、多数の死傷者を伴う事故が発生した場合には、速やかに応急救助対策並びに復旧等の諸対策を進める。

第2 活動体制

1 事業者

【関係機関】

計画内容	担当
●事故機を所有する事業者は、航空機の墜落、衝突、火災等の航空機事故が発生した場合には、航空法第76条の規定に基づき、東京空港事務所に速やかに通報する。 ●警察官又は消防士の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な処置を実施する。	航空事業者

2 市

【行政】

計画内容	担当
●市域に航空機事故が発生した場合は、法令、県防災計画及び本計画の定めるところにより、他の市町村、県、指定地方行政機関、市域内の公共的団体、住民等の協力を得て、事故災害応急対策の実施に努める。	総務部

第3 応急措置

1 情報収集

【行政】

計画内容	担当
●市域に航空機事故が発生したときは、速やかにその被害状況を取りまとめて県に報告するとともに、事故災害応急対策に関する市の既に措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。	総合政策部 総務部 都市整備部

2 避難誘導

(1) 乗客等の避難

航空機事故が発生し、乗客の生命に危険が及ぶ場合は、避難誘導を行う。なお、避難誘導の際は、高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を優先して行う。

ア 事業者の対応

【関係機関】

計画内容	担当
●事故機を所有する事業者は、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導する。	航空事業者

イ 警察の対応

【関係機関】

計画内容	担当
●航空事業者、消防機関と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。	西入間警察署

ウ 消防機関の対応

【消防機関】

計画内容	担当
●事業者及び警察と協力し、航空機内の乗客を速やかに安全な場所に避難誘導するとともに、現場一帯の立入禁止等の措置を講じる。	坂戸・鶴ヶ島消防組合

(2) 災害現場周辺の住民の避難

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●災害現場周辺の住民の生命財産に危害が及ぶ場合、市、西入間警察署、坂戸市消防団等は、「 <u>第2編 震災対策編－第2章－第8節 避難対策－＜応急対策＞－1 避難の実施（第2編-113ページ）</u> 」に準じ、避難の指示を行う。	現地対応班 坂戸市消防団 西入間警察署

3 救出、救助

「第2編 震災対策編－第2章－第6節 医療救護等対策－＜応急対策＞（第2編-91ページ）」に準じる。

【関係機関】

計画内容	担当
●坂戸・鶴ヶ島消防組合、坂戸市消防団、西入間警察署を主体として救出、救助活動に当たる。 ●協力者の動員を行う。	坂戸・鶴ヶ島消防組合 坂戸市消防団 西入間警察署
●事故災害現場にある消防機関等と協力して生命の危険が増している者の発見に努め、かつ、救出するとともに、危険箇所の監視、警ら等を行う。	西入間警察署

4 消火活動

【消防機関】

計画内容	担当
●航空機事故災害は、市街地に墜落した場合には火災面積が広域に及ぶ危険性があり、多くの死傷者の発生が予想されるので、消防機関は、人命の安全確保を最優先として消火活動を実施する。	坂戸・鶴ヶ島 消防組合

5 応援要請

【行政】

計画内容	担当
●他市町村及び関係機関との相互の応援協力により適切な応急救助を実施する。	総務部
●自衛隊への応援要請は「第2編 震災対策編－第2章－第4節－3 自衛隊災害派遣（第2編-69ページ）」に、また、他機関への応援要請は「同一4 応援要請（第2編-71ページ）」に準じる。	

6 医療救護

【行政・関係機関】

計画内容	担当
●市域に航空機事故が発生した場合、「第2編 震災対策編－第2章－第6節 医療救護等対策－＜応急対策＞（第2編-91ページ）」に準じて、迅速かつ的確な医療救護措置を講じられるよう県、その他の関係機関と緊密に連携協力して医療救護活動を実施する。	坂戸鶴ヶ島 医師会 保健衛生班